

反社会的勢力の排除に関する確約・承諾書

登録番号 東京都知事(11)第00537号
日本貸金業協会 第002129号
東京都千代田区内神田二丁目7番10号
株式会社イチビル
代表取締役 西澤 禮子 御中

平成 年 月 日

住所

氏名

印

私(当社)は、第1条(反社会的勢力の排除)の各条項を確約し、第2条(期限の利益の喪失)の各条項を承諾いたします。また、本日本書の写しを受領いたしました。

第1条(反社会的勢力の排除)

- 私(当社)は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 私(当社)は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貴社の信用を棄損し、又は貴社の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。

第3条(期限の利益の喪失)

- 私(当社)が、暴力団員若しくは第2条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同条第2項の①から⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、貴社との取引を継続することが不適切である場合には、私(当社)は貴社から請求があり次第、貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前項の規定の適用により、私(当社)に損害が生じた場合にも、貴社に何らの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、私(当社)がその責任を負います。